委　　　任　　　状

【代理人】

【資格】　　　　 （　　　）建築士　　　　（　　　）登録第　　　　　　号

【氏名】

【建築士事務所】 （　　　）建築士事務所　（　　　）知事登録第　　　　号

　　　【建築士事務所名】

【郵便番号】

【所在地】

【電話番号】

上記の者を代理人と定め、下記の建築物（又は工作物）について建築に関する法令

の規定（工作物の場合⇒準用規定）による申請手続きを委任する。

　　　【１．地名地番】

【２．主要用途】　　一戸建て住宅（又は工作物－○○）

【３．工事種別】　□新築　　□増築　　□改築　　□移転

【４．委任事項】

　　　□確認（許可）申請手続　　　　　　　□確認済（許可）証受取

□建築工事届提出　　　　　　　　　　□中間検査申請手続

□中間検査合格証受取　　　　　　　　□完了検査申請手続

　　　□検査済証受取　　　　　　　　　　　□取止・取下届提出

　　　□現場検査立会　　　　　　　　　　　□風致地区内行為許可申請手続

□住宅金融支援機構設計審査申請手続　□住宅金融支援機構現場審査申請手続

□都市計画法第53条第1項の許可申請手続

令和　 年 　月　 日

【委任者】

【氏名のフリガナ】

【氏名】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

注）

■代理者によって確認の申請を行う場合にあっては、当該代理者に委任することを

　証する書類いわゆる「委任状」を添付すること。（施行規則第1条の3第1項第

3号）

　　　　また、施行規則第4条第1項第7号の代理者によって検査の申請を行う場合

にあっても、委任状又はその写しを添付すること。

なお、確認申請時の委任状で委任事項が確認できる場合は、確認申請時の委任

状の写しの添付も可とする。

　　■建築物の建築に関する法令若しくは条例の規定に基づく手続きの代理を行おう

とするときは、建築士として建築士事務所等の登録が必要である。（建築士法第

23条第1項）

例：（一級・二級・木造）建築士事務所（山口県）知事登録第 A－999号